

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月13日
【報告者の名称】	P C Iホールディングス株式会社
【報告者の所在地】	東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
【電話番号】	03-6858-0530(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画本部長 井口 直裕
【縦覧に供する場所】	P C Iホールディングス株式会社 (東京都港区虎ノ門一丁目21番19号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、P C Iホールディングス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは株式会社レスターをいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書中の記載において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付けを「本公開買付け」、本公開買付けの買付け等の期間を「公開買付期間」といいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社レスター

所在地 東京都港区港南二丁目10番9号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、2024年8月9日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(7) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である者を含む。)全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

本公開買付けの概要

公開買付者が2024年8月9日に公表した「P C Iホールディングス株式会社株式(証券コード:3918)に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」によれば、公開買付者は、2024年8月9日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を本公開買付けにより取得すること、及び、当社との間で2018年6月27日付で締結した資本業務提携契約を終了し、2024年8月9日付で新たに資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)を締結することを決議したとのことです。公開買付者は、本書提出日現在、当社株式585,000株(所有割合(注1):5.83%)を所有しておりますが、本新株予約権(以下に定義します。)は所有しておりません。なお、本資本業務提携契約の詳細については下記「(8) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本資本業務提携契約」をご参照ください。

また、本公開買付けに関連して、公開買付者は、2024年8月9日付で、()当社の代表取締役会長であり、当社の創業者である天野豊美氏(以下「天野氏」といいます。)及びその親族がその発行済株式の全てを所有する資産管理会社であり、当社の第3位株主である株式会社Y & U(所有株式数:565,800株、所有割合:5.64%、以下「Y & U」といいます。)及び()当社の第5位株主である関谷恵美氏(所有株式数:319,600株、所有割合:3.19%、以下「関谷氏」といい、Y & U及び関谷氏を総称して「応募予定株主」といいます。)との間で、それぞれ公開買付応募契約を締結し、応募予定株主はその所有する当社株式の全て(合計885,400株、所有割合:8.83%)(以下「応募予定株式」といいます。)を本公開買付けに応募することを合意しているとのことです(以下、Y & Uとの間の公開買付応募契約を「本応募契約(Y & U)」と、関谷氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(関谷氏)」といい、総称して「本応募契約」といいます。)。本応募契約の詳細については、下記「(8) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本応募契約(Y & U)」及び「 本応募契約(関谷氏)」をご参照ください。

(注1) 「所有割合」とは、当社が2024年8月9日付で公表した「2024年9月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年6月30日現在の当社の発行済株式総数(10,122,400株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(217,695株)を控除した株式数(9,904,705株、以下「本基準株式総数」といいます。)に、当社が2024年6月30日現在残存するものと報告した新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)964個(注2)の目的である当社株式の株式数(124,400株)を加算した株式数(10,029,105株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

本公開買付けは、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的とするものであること、及び本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、公開買付者が当社を連結子会社とするため一般的に必要なとされる最低限の水準として、本公開買付け成立後の公開買付者の所有割合が過半数となるよう、買付予定数の上限及び下限については、4,480,000株(所有割合：44.67%)と設定しているとのことです。なお、本公開買付け成立後に公開買付者が所有する当社株式は5,065,000株(所有割合：50.50%)となります。

本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(4,480,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,480,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、2009年10月1日に株式会社ユーエスシーと共信テクノソニック株式会社の株式移転により共同持株会社として設立された株式会社U K Cホールディングス(同日付で東京証券取引所市場第一部上場)と株式会社パイテックホールディングスが、2019年4月1日付で経営統合し、商号を株式会社レスターホールディングスに変更したとのことです。東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、2022年4月に東京証券取引所市場第一部から東京証券取引所プライム市場へ移行後、2024年4月1日には、公開買付者を存続会社とし、100%子会社である株式会社レスターエレクトロニクス、株式会社レスターコミュニケーションズ及び株式会社パイテックエネスタの3社を吸収合併し、社名を株式会社レスターに変更したとのことです。本書提出日現在、公開買付者の企業集団は、公開買付者並びに公開買付者の連結子会社49社、持分法適用会社2社及びその他の関係会社1社(以下、総称して「公開買付者グループ」といいます。)により構成されているとのことです。

公開買付者グループは、2024年4月1日付でグループ事業再編により、従来、半導体及び電子部品事業、調達事業、電子機器事業及び環境エネルギー事業の4つのセグメントであったものを、本書提出日現在、(a)デバイスビジネスユニット(以下「デバイスBU」といいます。)及び(b)システムビジネスユニット(以下「システムBU」といいます。)の2つのセグメントにて取り組んでいるとのことです。なお、各セグメントの内容は次のとおりとのことです。

(a) デバイスBU

- ・ デバイス事業：国内外の半導体・電子部品及び関連商材の販売、画像系を中心としたセンサー・液晶等、半導体・電子部品等の取扱商材の組み合わせによる商材単体販売ではないシステムやモジュール提案、AI(注1)を活用した高付加価値ソリューションの提供、液晶系・海外サプライヤー商材を中心とする技術サポート及びエンジニアリングサービスの提供、エレクトロニクスに係るグローバル調達トレーディングと関連業務の受託サービスによる最適なサプライチェーンマネジメントの提案
- ・ EMS事業(注2)：自社工場における最先端の実装技術と購買、生産管理、品質保証機能を付加した電子部品・モジュール等の電子機器実装受託製造サービス

(b) システムBU

- ・ システムソリューション事業：放送、ビジネス、教育、医療・ライフサイエンス、公共施設、FA(注3)、セキュリティ、電子計測器等、多岐に亘る分野への映像・音響・通信・計測のソリューション、設計・施工、保守エンジニアリング、デジタル・通信等の基幹技術とNFC(注4)技術を融合した決済端末及びセキュリティ並びに個人認証関連製品等の開発、製造、販売
 - ・ エコソリューション事業：主に自社太陽光発電所(国内外)による再生可能エネルギーの導入・普及に向けた地域共存型運営管理サービス、企業・公共機関への再生可能エネルギー等電力の販売、及び地域活性化に向けた電力の地産地消等の電力コンサルティング、コンビニエンスストアやスーパーマーケット、外食チェーン等の業務用市場向けの完全閉鎖型の植物工場産野菜の生産・販売、及びシステムコンサルティング
- (注1) 「AI」とは、「Artificial Intelligence」の略で、学習・推論・判断といった人間の知能がもつ機能を備えたコンピューターシステムのことをいいます。
- (注2) 「EMS」とは、「Electronics Manufacturing Services」の略で、電子機器の製造を受託するサービスのことをいいます。
- (注3) 「FA」とは、「Factory Automation」の略で、センサーやコンピュータ制御技術等を用いて工場を自動化すること、又は自動化に使われる機器のことをいいます。
- (注4) 「NFC」とは、「Near Field Communication」の略で、近距離無線通信のことをいいます。

公開買付者グループは、経営理念に掲げる「情報と技術で、新しい価値、サービスを創造・提供し、社会の発展に貢献します」というミッションのもと、「あらゆるニーズに対応できる「エレクトロニクスの情報プラットフォーム」を目指します」というビジョンに対し、事業間シナジー及び外部パートナーとの積極的な共創、多様な事業展開、技術領域の伸展、持続的な規模拡大を推し進めているとのことです。

企業活動においては持続可能な社会への貢献がますます求められる中で、多様な領域にビジネス展開している公開買付者グループは、再生可能エネルギーの発電拡大をはじめ、社会的な課題の解決に向けたさらなる取組みに努めているとのことです。刻々と変化する事業環境において、永続的に成長・進化し、未来を見据えた長期経営を実現しうる体制の構築を目指しているとのことです。また、2024年5月28日には公開買付者グループとして初めての中期経営計画を策定・開示し、2027年3月期までの目標を定めているとのことです。既存のデバイスBU、システムBUに加え、新たにIT&Sier(注5)ビジネスユニット(以下「IT&SierBU」といいます。)とエンジニアリングビジネスユニット(以下「エンジニアリングBU」といいます。)を追加し4つのビジネスユニット体制による経営体制の確立を目指し、長期的な成長に向けて取り組んでいるとのことです。

(注5) 「Sier」とは、「System Integrator」の略で、クライアントのシステムインテグレーションを受託する事業者のことをいいます。

一方、当社は、2005年4月に、株式会社M&Sが設立され、ITシステム開発、運用及びそれらに附帯する情報サービス事業を開始したことを端緒とし、事業の拡大と安定化を図るために情報サービス事業を営む複数の企業の設立、子会社化、統合等によって、業務領域を広げ、企業規模の拡大を図ってまいりました。小規模ながらも革新的な技術を強みとする企業が連携して経営基盤と信用力を強化することで、経営の安定化と事業拡大を実現しつつ社会に貢献していくというコンセプトのもと、2006年11月に当社は純粋持株会社へ移行し、2007年4月に商号を現在のP C Iホールディングス株式会社に変更いたしました。純粋持株会社である当社が子会社である各事業会社の事業をサポートし、各事業会社は取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し事業活動を展開するという現在のグループ経営体制が確立いたしました。その後、当社は、2015年8月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、2016年9月に東京証券取引所市場第一部へ市場変更し、現在は、東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所スタンダード市場に移行しております。

当社の企業集団は、本書提出日現在、純粋持株会社である当社を中心に、ソフトウェア開発、産業用PC設計・製造、自社ソリューションの開発・保守、半導体の設計・テスト等の情報サービス事業を営む連結子会社6社(うち、孫会社3社)(以下、総称して「当社グループ」といいます。)により構成されております。当社グループは、各事業会社それぞれの文化と独自性を尊重しながら、グループ全体のシナジー効果を発揮し、市場環境の変化や多様化する社会ニーズに機動的かつ柔軟に対応することで、さらなる企業価値の向上を図っております。

当社グループは、2015年8月の上場後、堅調なオーガニックグロースを実現するとともにM & Aによる企業規模の拡大を図ってまいりました。上場を果たした2015年9月期の連結売上高は78億円でありましたが、2023年9月期の連結売上高は284億円(2015年9月期比：3.6倍)となるまで成長いたしました。

当社グループでは、2032年を見据えた長期ビジョン「P C I X-formation 2032(P X 2032)」のビジョンステートメント「ITの可能性を探求し続け、安心・安全・豊かな社会(=サステナブルな社会)の実現に貢献するとともに、常に変化に対応し成長する企業でありたい」を掲げ、年間500~700億円の売上高を目指して情報サービス業界でのプレゼンスを高めることにより企業ブランドの確立を目指すとともに、収益の「質」向上の視点での「E B I T D A マージン」、資本効率性の視点での「R O E (自己資本利益率)、R O I C (投下資本利益率)」、市場評価の視点での「P B R (株価純資産倍率)」を重視することとしております。そして、2023年11月にP X 2032で目指す姿を実現するための成長戦略を描いた中期経営計画「P C I - V I S I O N 2026」(2024年9月期~2026年9月期)を発表し、この中期経営計画期間を第二の創業期のスタート期間と位置付け、さらなる成長のための基盤作りに重点を置き、収益の「質」向上に向けた積極的な戦略投資を実行しております。資本コストを意識した経営として、今後継続して資本コストを上回る資本収益性の達成を重視し、2026年9月期においてはR O E 15%以上を目標としております。また、株価を意識した経営として、2026年9月期においてはP B R 2倍以上を目標としております。P B Rは「R O E × P E R (株価収益率)」により算出されること、R O E 向上のために、収益の「質」向上への取組み及び適切な資本政策・株主還元を実施するとともに、P E R についても、株主・投資家に当社の事業内容や成長性を理解していただくようI R活動を充実させることで改善を図ってまいります。

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類へ移行したことにより、経済活動の正常化が見込まれる一方で、地政学リスクの長期化・多面化、エネルギー資源や原材料の価格高騰及び円安による物価の上昇等による不透明な状況が継続するものと推定しております。当社グループが属する情報サービス産業におきましては、引き続き社会全体で進展しているデジタル化やD X(注6)の推進加速を背景に、特にA IやI o T(注7)等の先端技術に係るI T投資需要は堅調に推移するものと見込んでおります。

(注6) 「D X」とは、「Digital Transformation」の略であり、データやデジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスの変革を行うことをいいます。

(注7) 「I o T」とは、「Internet of Things」の略であり、モノのインターネット化のことをいいます。

そして、公開買付者と当社の資本提携関係としては、2018年4月における、公開買付者(旧株式会社バイテックホールディングス)の子会社である植物工場事業を営む株式会社バイテックベジタブルファクトリー(以下「バイテックベジタブルファクトリー」といいます。)への当社による資本参加を端緒としており、その後、公開買付者及び当社との間で、2018年6月27日付で資本業務提携契約を締結し、公開買付者は、同年7月に相対取引により当社株式44,300株(当時の当社の発行済株式総数(4,250,800株)に対する割合：1.04%)を取得したとのことです。公開買付者は、同年9月には当時公開買付者の孫会社であったVSE株式会社の株式の一部を、2019年5月には当時公開買付者の子会社であった株式会社インフィニテックの株式の一部を、それぞれ当社に譲渡し、いずれも公開買付者と当社の合併会社といたしました。また、公開買付者は、同年3月に相対取引により当社株式44,300株(当時の当社の発行済株式総数(4,261,200株)に対する割合：1.04%)を追加取得した結果、当社株式88,600株(当時の当社の発行済株式総数(4,261,200株)に対する割合：2.08%)を所有するに至ったとのことです。また、同年11月には、当社の完全子会社であった株式会社シスウェブの株式の一部を公開買付者が譲り受けた上で、株式会社シスウェブを公開買付者と当社の合併会社といたしました。これらの合併会社化を通じて、半導体関連事業における技術領域を中心に協業を開始したことを契機に、2020年1月には、技術協業を強化する目的で、VSE株式会社が株式会社シスウェブを消滅会社とする吸収合併を行い、商号を株式会社プリバテック(以下「プリバテック」といいます。)に変更し、公開買付者及び当社の既存顧客に対する高付加価値の提供や新規顧客の獲得、両社リソースの有効活用に加え、ハードウェアとソフトウェアの融合によるI o T / I o E(注8)ソリューションの事業拡充など、両社のシナジー創出加速を図ってまいりました。2020年4月に、当社が当社株式1株を2株に分割する株式分割をおこなったことにより、公開買付者は、当社株式を177,200株(当時の当社の発行済株式総数(8,522,400株)に対する割合：2.08%)所有することに至ったとのことです。その後、2021年1月には、当社が組込みパソコン・コントローラー及び周辺機器の開発・設計・製造・販売業を営む株式会社ソード(以下「ソード」といいます。)を買収する際、資金調達手段として2021年5月21日付で、公募による新株発行の決議を行い、この一部である300,000株(当該新株発行と同時に決議された第三者割当増資の払込期日(2021年6月25日)における当社の発行済株式総数(10,322,400株)に対する割合：2.91%)を公開買付者が引き受け、当社株式477,200株(当該第三者割当増資の払込期日(2021年6月25日)における当社の発行済株式総数(10,322,400株)に対する割合：4.62%)を所有することに至ったとのことです。さらに、2022年3月15日に当社株式60,400株(当時の当社の発行

済株式総数(10,322,400株)に対する割合：0.59%)、同月18日に当社株式47,400株(当時の当社の発行済株式総数(10,322,400株)に対する割合：0.46%)をそれぞれ相対取得により取得し当社株式を585,000株(所有割合：5.83%)所有するに至って以降、本書提出日現在も同株式数を所有しているとのことです。

(注8) 「I o E」とは、「Internet of Everything」の略であり、すべてのものがインターネットに繋がることをいいます。

公開買付者によれば、これまでの公開買付者と当社の資本業務提携により、主に以下4点の具体的成果を挙げているとのことです。

[資本業務提携による具体的成果]

- () 公開買付者によるソードが製造する組込みパソコン・コントローラーの部材調達(C P U(注9)等)及び主に医療機関向け拡販支援等
 - () 当社による公開買付者が顧客(セットメーカー他)へのマーケティング活動を行う際のF A E(注10)支援及び各種メーカー開発案件の受託等による技術支援等
 - () P C Iソリューションズ株式会社及び株式会社P C Iソリューションズ総合研究所(以下、P C Iソリューションズ株式会社と株式会社P C Iソリューションズ総合研究所を総称して「P C Iソリューションズ」といいます。)又はプリバテックによる公開買付者が行う各種ソリューション(自動走行ロボット、植物重量推計、太陽光発電所におけるA I保安)向けA I・I o T等の技術支援等
 - () 当社による公開買付者の基幹システム開発支援
- (注9) 「C P U」とは、「Central Processing Unit」の略で、データの処理や演算を行う装置のことをいいます。
- (注10) 「F A E」とは、「Field Application Engineer」の略で、技術の専門知識を活かして営業をサポートする職業のことをいいます。

公開買付者は、上記のとおり資本業務提携を通じて両社が一定の成果を上げる一方で、現在の緩やかな資本関係では、お互いに別の企業グループであり、従来の物売りを主体とする公開買付者グループと、I Tサービス提供を主とする当社グループとの商習慣・企業文化の違いや、両社の目指す方向性や利害が一致せず、相互に取引先の延長としての存在にとどまることから、協業深化への推進力が不足し、シナジー効果の創出に限界があると感じたとのことです。公開買付者は、2024年4月下旬に、事業協業の推進力加速によるシナジーの最大化を通じた両社のさらなる企業価値向上を実現するには、資本業務提携の強化により両社が同一の企業グループとなることでこれまで課題としていた商習慣・企業文化の違いを排除し、利害の一致を図ることで、両社の経営リソースや、公開買付者が有する製造業を始めとした豊富な取引先、規模、資金力等の経営資源を一体となって活用することが必要であると考えたとのことです。

公開買付者は、以上のような検討を踏まえ、2024年5月30日、当社に対して、()公開買付者が当社の議決権の少なくとも過半数を所有し、当社を連結子会社化すること、()当社の独立性を維持した上で、両社の業務上の協力や連携を深めることによる両社の企業価値向上を目指すことについての初期的な意向を記載した意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出したとのことです。なお、公開買付者は、当社を連結子会社化することで、以下のシナジーを発現することが可能と考えたとのことです。

[本公開買付け後の協業関係を通じたシナジー]

- () 市場の深化/拡大による製造業向けビジネス拡大
- 両社が強みを有する「車載」「産機」「I C T(注11)」市場等の深掘りに加え、相互補完できる市場の広がり(海外・民生・建機・セキュリティ等)や、公開買付者が有する優良な顧客基盤への直接的なコネクション活用によるビジネス拡大

- ()技術リソースの質・量拡充
独力での新規採用が困難な技術者の増強により、既存ビジネスの規模と技術領域(システム構築・A I・画像処理・通信、他)の拡大
 - ()企画提案力強化によるS I e r上流プロセスへの展開
上記()・()の実現により、両社が展開するハードウェア・ソフトウェアのソリューション提案力の向上及び顧客への直接的なビジネス機会増加による企画提案等の上流プロセスへの展開加速
 - ()経営基盤の強化とスケールメリット
公開買付者が有する純資産900億円規模の財務基盤に基づく事業拡大(運転資本・成長投資)、規模の効果による各種コストの削減・圧縮
- (注11) 「ICT」とは、「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を活用したコミュニケーションのことをいいます。

また、公開買付者は、本意向表明書において、これらの想定するシナジーを確実に実現するべく、以下の具体的なテーマを選定し、両社経営陣直下の協業プロジェクトの立上げを提案したとのことです。

[両社経営陣直下の協業プロジェクト]

- ()産機 / 医療市場等に強みのある公開買付者グループの株式会社P A L T E Kや株式会社レスターエンベデッドソリューションズを中心としたソードが取り扱う商材の拡販体制強化
- ()デバイスB UへのF A E支援拡大、半導体設計・信頼性関連事業の集約、その他両社事業の最適配置等によるプリバテックの事業強化
- ()システムB U及びスマートソリューションに関連する事業との連携、公開買付者の資本業務提携先であるS B Iホールディングス株式会社(以下「S B Iホールディングス」といいます。)やセキュリティ企業との協業によるP C Iソリューションズの技術活用と上流プロセス参入推進
- ()公開買付者のプラットフォーム基盤構築(投資総額40億円規模 / 5年)、グループI T部門機能を通じた、P C Iソリューションズの機能活用

その後、公開買付者は、当社との間で、2024年6月上旬から同年6月下旬にかけて本意向表明書に対する質疑応答を行い、当該質疑応答の中で、当社から、2024年6月下旬に、公開買付者との資本業務提携により、業務上の協力や連携を深めることが当社の企業価値向上に資する可能性があるとの回答を受領したとのことです。かかる回答を受け、公開買付者は、本公開買付けにより、当社を公開買付者の連結子会社とするための具体的な手続の準備を開始することとしたとのことです。公開買付者は、本公開買付けの実施に向けた準備を行うため、2024年6月下旬に、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてS M B C日興証券株式会社を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス・コンサルティング」といいます。)をそれぞれ選任したとのことです。

公開買付者は、2024年6月下旬から同年7月下旬にかけて、当社及びその子会社に対するデュー・ディリジェンスを実施するとともに、本公開買付けにより、公開買付者が当社を連結子会社とすることで期待されるシナジーの内容及び蓋然性に係る分析を重ねてきたとのことです。公開買付者は、当社が営む半導体の設計・テスト事業やF A E支援、産業用P C設計・製造等の追加による既存事業のバリューチェーン強化に加え、公開買付者が目指すI T & S I e r B U、エンジニアリングB Uの確立にあたり、当社の強みであるソフトウェア開発、ソリューションの開発・保守等の情報サービス事業が公開買付者と親和性の高い市場で展開されており、シナジー創出の蓋然性が確認されたことなどから、2024年7月下旬、本公開買付け後の協業関係を通じたシナジーとして上記に掲げた()から()のシナジーを実現することが可能になると考えたとのことです。加えて、公開買付者の目指す中期経営計画における新たなビジネスユニットとして確立を目指すI T & S I e r B Uの中核的機能やエンジニアリングB Uの機能拡充を当社グループが担えることができると考えた他、両社の企業価値向上も見込めると判断したとのことです。

上記判断を踏まえ、2024年7月24日、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングによる当社株式の価値に関する分析結果を踏まえ、当社に対し、()本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)について、1,170円(なお、本公開買付価格として提案した1,170円は、提案日の前営業日である2024年7月23日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値969円に対して20.74%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値969円(小数点以下を四捨五入しております。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。))に対して20.74%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値953円に対して22.77%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値954円に対して22.64%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とすること、()買付予定数の上限及び下限について4,480,000株とする旨の提案を行ったとのことです。これに対して、同月25日、公開買付者は、当社から、買付予定数の上限及び下限については応諾するも、本公開買付価格について、当社の一般株主にとって十分なプレミアム水準であると評価できず、本公開買付価格の引上げの要請を受領したとのことです。かかる要請を踏まえ、公開買付者は、同月30日、本公開買付価格を1,210円(なお、本公開買付価格として提案した1,210円は、提案日の前営業日である2024年7月29日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値963円に対して25.65%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値967円に対して25.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値954円に対して26.83%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値953円に対して26.97%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を行ったとのことです。これに対して、公開買付者は、2024年8月1日、当社から、当社の一般株主が受け取るプレミアムをさらに上乘せすることを目的とする、本公開買付価格の引上げの要請を受領したとのことです。その後、公開買付者は、当社からのかかる要請について再度検討を行ったものの、7月30日に行った提案価格1,210円が、当社に関する情報や市場環境を踏まえて提示できる最大限の価格であることから、8月2日、当社に対して、本公開買付価格を前回と同額の1,210円(なお、本公開買付価格として提案した1,210円は、提案日の前営業日である2024年8月1日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値943円に対して28.31%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値965円に対して25.39%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値954円に対して26.83%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値951円に対して27.23%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を行ったとのことです。これに対して、公開買付者は、同月5日、当社から、真摯に検討した結果、公開買付者として提示できる最大限の価格であり、当社の市場環境等を前提とすると、当社の一般株主にとって不合理なものではないと判断した旨の回答を受け、最終的に公開買付者及び当社は、2024年8月9日、本公開買付価格を1株当たり1,210円とすることで合意に至りました。

また、公開買付者は、当社から本公開買付価格が当社の一般株主にとって不合理なものではないと判断した旨の回答を受けたことを踏まえ、2024年8月6日に、Y&Uに対して、本公開買付価格を1,210円(なお、本公開買付価格として提案した1,210円は、提案日の前営業日である2024年8月5日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値775円に対して56.13%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値952円に対して27.10%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値951円に対して27.23%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値948円に対して27.64%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の提案を行ったとのことです。これに対して、公開買付者は、同月8日、Y&Uから、本公開買付価格にて応諾する旨の回答を受領し、2024年8月9日付で本応募契約(Y&U)を締結したとのことです。なお、Y&Uによれば、仮に本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数の上限を上回ることとなり、あん分比例を行った結果、Y&Uに手残り株式が生じた場合において、当該手残り株式については継続保有する方針とのことです。また、公開買付者は、2024年8月7日に、関谷氏に対して、本公開買付価格を1,210円(なお、本公開買付価格として提案した1,210円は、提案日の前営業日である2024年8月6日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値829円に対して45.96%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値946円に対して27.91%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値949円に対して27.50%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値947円に対して27.77%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の提案を行ったとのことです。これに対して、同月8日、公開買付者は、関谷氏から、本公開買付価格にて応諾する旨の回答を受領し、2024年8月9日付で本応募契約(関谷氏)を締結したとのことです。なお、関谷氏によれば、仮に本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数の上限を上回ることとなり、あん分比例を行った結果、関谷氏に手残り株式が生じた場合において、当該手残り株式に対する対応方針は本書提出日時点においては未定とのことです。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年8月9日の取締役会において、()本公開買付価格を1,210円として本公開買付けを実施すること、()当社との間で本資本業務提携契約を締結すること、()応募予定株主との間で本応募契約を締結することを決議したとのことです。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社は、2024年5月30日、当社は、公開買付者より、公開買付者が当社の議決権の少なくとも過半数を所有し、当社を連結子会社化すること、及び当社の独立性を維持した上で、両社の業務上の協力や連携を深めることにより両社の企業価値向上を目指すことを企図した提案内容が記載された本意向表明書の提示を受けました。

当社は、このような協議・検討の過程で、2024年6月中旬、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社を、2024年6月下旬、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任いたしました。

また、当社は、2024年6月上旬から同年6月下旬にかけて、公開買付者との間で本意向表明書に関する質疑応答を行い、公開買付者と資本関係を構築し、業務上の協力や連携を深めることが当社の企業価値向上に資する可能性があるものと判断いたしました。

その後、期待されるシナジー効果、コーポレートガバナンスに関する事項については、より深い協議が必要と判断したことから、2024年7月上旬より、公開買付者と当社における経営企画部門の役職員を中心とする実務者間で具体的な協議を進め、同年7月下旬にかけて、公開買付者との間で、両社の企業価値向上に資する取り組みや発現が期待できるシナジー等、及び本公開買付け実施後のコーポレートガバナンスについて、実務者協議を重ねてきました。シナジーに関しては、両社が現場レベルで対等の精神をもちつつ、対等の立場であることを認識したうえで事業に取り組むこと、並びに公開買付者グループからの半導体関連部材等の調達や、公開買付者グループへの組込電子機器等の販売等に関して、引き続き公正な価格及び条件で取引を実施することが、両社のシナジーを発揮するために必須である旨を公開買付者との間で確認いたしました。コーポレートガバナンスに関しては、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則その他の上場規則等の趣旨も踏まえて、本公開買付け後も当社の独立性を維持することを公開買付者との間で確認いたしました。なお、本公開買付け後に当社は公開買付者の子会社になることが見込まれますが、一般的な親子上場の論点である「構造的・潜在的な利益相反リスク」への対応、「対等の精神・立場」の現場レベルでの浸透、ガバナンス面での対応が適切であれば、公開買付者の子会社となることにデメリットと考えられる点は特段ないと考えております。

本公開買付けにかかる条件については、当社は、2024年7月24日、公開買付者から、()本公開買付価格について、1,170円(なお、本公開買付価格として提案を受けた1,170円は、提案日の前営業日である2024年7月23日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値969円に対して20.74%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値969円に対して20.74%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値953円に対して22.77%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値954円に対して22.64%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とすること、()買付予定数の上限及び下限について4,480,000株とする旨の提案を受けました。これに対して、同月25日、当社は、公開買付者に対して、買付予定数の上限及び下限については応諾するも、本公開買付価格について、当社の一般株主にとって十分なプレミアム水準であると評価できず、本公開買付価格の引上げの要請をいたしました。その後、当社は、同月30日、公開買付者から、本公開買付価格を1,210円(なお、本公開買付価格として提案を受けた1,210円は、提案日の前営業日である2024年7月29日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値963円に対して25.65%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値967円に対して25.13%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値954円に対して26.83%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値953円に対して26.97%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨の再提案を受けました。これに対して、同年8月1日、当社は、公開買付者に対して、本公開買付価格について、当社の一般株主が受け取るプレミアムをさらに上乘せすべく、本公開買付価格の引上げの要請をいたしました。その後、当社は、同月2日、公開買付者から、本公開買付価格を1,210円(なお、本公開買付価格として提案を受けた1,210円は、提案日の前営業日である2024年8月1日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値943円に対して28.31%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値965円に対して25.39%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値954円に対して26.83%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値951円に対して27.23%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。)とする旨、及び本公開買付価格として提案を受けた1,210円は、公開買付者として提示できる最大限の価格と考えている旨の提案を受けました。これに対して、同月5日、当社は、同月2日に公開買付者から提案を受けた本公開買付価格である1,210円は、公開買付者として提示できる最大限の価格であり、同日までの当社の株価水準を含む市場環境及び本公開買付けにかかる他の条件等を前提とすると、当社の一般株主にとって不合理なものではないと判断し、本公開買付価格を1,210円とすることを前提に本公開買付けの検討を進める旨を回答いたしました。また、当社は、2024年8月9日付で2024年9月期の連結業績予想修正(以下「本業績予想修正」といいます。)を行っておりますが、公開買付者から2024年8月2日に提案を受けた本公開買付価格である1,210円の公正性・合理性を検討するにあたっては、本業績予想修正の内容及び同日までの株価には本業績予想修正の影響が織り込まれていないことを考慮し、本公開買付価格である1,210円は、当社の一般株主にとって不合理な水準ではないと判断をしております。なお、本業績予想修正は本公開買付けにより期待されるシナジー効果とは無関係に行われたものです。

その上で、当社は、本公開買付けの諸条件、当社及び公開買付者の関係が深化することで期待できるビジネス機会創出も含めた多様なシナジー等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、大要以下の理由により、本公開買付けが当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

まず、当社の経営の独立性が維持され、社員の雇用及び処遇が維持・向上される前提の下、公開買付者の顧客基盤や取引先基盤の活用ができることから、受注効率、購買力が向上することが見込まれると考えております。

さらに、情報サービス事業については、公開買付者グループの中で当社を中心とした事業推進体制を構築することで、当社の事業の根幹であり、当社グループが優位性を有する分野である電気機器製造業向けの組込み(インダストリアル)系システム分野や半導体製造業向けのLSI(注1)の設計・テスト分野において、当社グループの高い技術力及び豊富な経験とノウハウに、公開買付者グループが有する豊富な顧客基盤や取引先基盤が加わることとなり、さらなる受注拡大に努めることができると考えております。また、業務(エンタープライズ)系システム分野においても、公開買付者グループの情報システムの構築・保守・運用の中で当社グループを中心とした業務体制を構築することで、卸売業を中心とする公開買付者グループの業務ノウハウを吸収し、上流工程を請負う能力を強化できると考えております。公開買付者及び当社は、公開買付者グループのLSIの設計・評価・品質検査事業を当社グループに移管するための具体的方策を定めることについて、誠実に協議する予定であり、協業関係の拡大が可能と考えております。

(注1) 「LSI」とは、「Large-Scale Integration」の略であり、多数の集積回路を一枚の基板上に集積化したものをいいます。

以上より、2024年8月9日開催の取締役会において、下記「(7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である者を含む。)全員の承認」に記載のとおり、当社取締役10名のうち、天野氏を除く利害関係を有しない当社の取締役9名の全員一致により、本公開買付けについて賛同することを決議いたしました。

また、当社は、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者は本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持していく方針であり、当社株主の皆様としては、本公開買付け後当社株式を継続して保有する選択肢をとれることから、2024年8月9日開催の取締役会において、下記「(7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である者を含む。)全員の承認」に記載のとおり、当社取締役10名のうち、天野氏を除く利害関係を有しない当社の取締役9名の全員一致により、本公開買付けに応募されるか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、上記の状況を勘案し、当社は第三者算定機関から当社株式価値の算定に係る算定書を取得しておりません。

当社取締役会における意思決定の過程については、下記「(7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である者を含む。)全員の承認」もご参照ください。

本公開買付け後の経営方針等

公開買付者は、当社株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場を維持することを企図しているとのことです。そこで、公開買付者及び当社は、公開買付者は上場会社としての当社の経営の独立性を維持する旨を本資本業務提携契約において合意しております。

また、本公開買付け後の当社の取締役会の構成に関して、公開買付者及び当社は、本資本業務提携契約において、公開買付者が、当社の監査等委員でない業務執行取締役1名を含む取締役2名以内を指名する権利を有する旨合意しております(詳細は、下記「(8) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本資本業務提携契約」をご参照ください。)

(3) 算定に関する事項

当社による算定の概要

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の状況を勘案し、当社は第三者算定機関から当社株式価値の算定に係る算定書を取得しておりません。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として、プルータス・コンサルティングに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、プルータス・コンサルティングは公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

ブルータス・コンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はブルータス・コンサルティングから2024年8月8日付で当社株式の株式価値に関する株式価値算定書(以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、公開買付者は、下記「(7) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された各措置をもって、本公開買付けの公正性は担保されていると考えていることから、公開買付者はブルータス・コンサルティングから、本公開買付価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

ブルータス・コンサルティングによる当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 849円～946円
類似会社比較法	: 857円～1,042円
DCF法	: 1,128円～1,773円

市場株価法では、算定基準日を2024年8月8日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の終値849円、直近1ヶ月間の終値単純平均値936円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値946円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値945円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を849円から946円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の株式価値を評価し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を857円から1,042円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社より受領し、公開買付者にて修正の上、提供された2024年9月期から2026年9月期までの事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、2024年9月期第3四半期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を評価し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,128円から1,773円までと算定しているとのことです。なお、DCF法において前提とした当社の将来の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいるとのことです。具体的には、2024年度9月期に、当社がサービス提供を予定していた新規プロジェクトが後ろ倒しになること等による減益を見込んでいる他に、2025年度9月期は前年度からの利益の回復による増益を見込んでおります。また、本公開買付けの実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。

なお、本公開買付価格1,210円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年8月8日の当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値849円に対して42.52%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値936円に対して29.27%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値946円に対して27.91%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値945円に対して28.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。また、本公開買付価格1,210円は、本書提出日の前営業日である2024年8月9日の当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値881円に対して37.34%のプレミアムを加えた価格です。

公開買付者は、ブルータス・コンサルティングから取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2024年8月9日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,210円とすることを決定したとのことです。

(4) 本公開買付け後の当社の株券等の追加取得予定

公開買付者は、当社を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施し、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持して当社の経営の独立性を尊重する方針であることから、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは、現時点で予定していないとのことです。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超え、あん分比例となった場合には、応募予定株主は本公開買付けにおいて応募予定株式の全てを売却できないこととなりますが、売却できなかった応募予定株式について、公開買付者が追加で取得することは現時点で予定していないとのことです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は4,480,000株(所有割合：44.67%)を買付予定数の上限として本公開買付けを実施いたします。そのため、本公開買付け成立後に公開買付者が所有する当社株式の数は5,065,000株(所有割合：50.50%)にとどまる予定であり、したがって、当社株式は、本公開買付けの成立後も東京証券取引所スタンダード市場への上場が維持される見込みです。

なお、本書提出日現在、当社は、東京証券取引所のスタンダード市場の上場維持基準の全てに適合しており、当社の2024年3月末時点の流通株式比率が76.64%(小数点以下第三位を切り捨てております。)であるため、本公開買付けの結果として東京証券取引所の定める東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準(25.00%以上)に抵触することとなる見込みはありません。

(6) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(7) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本書提出日現在において、当社株式を585,000株(所有割合：5.83%)所有しているものの、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することは予定されず、本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト取引にも該当いたしません。

もっとも、公開買付者が、当社の取締役かつ創業者株主である天野氏及びその親族がその発行済株式の全てを所有する資産管理会社であるY&Uとの間で本応募契約(Y&U)を2024年8月9日付で締結しており、天野氏と当社の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性もあることを踏まえ、公開買付者及び当社は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、当社及び当社の少数株主と当社の取締役との間に生じ得る利益相反を回避するため、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社は、本公開買付けに関する意思決定の過程における手続の公正性及び適法性について専門的助言を得るため、当社及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして、長島・大野・常松法律事務所を選任し、同事務所より、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程及びその他の意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役(監査等委員である者を含む。)全員の承認

当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、当社株式の上場を維持することによって当社の経営の独立性を維持しつつも、本公開買付けを通じて、情報サービス事業については公開買付者グループの中で当社グループを中心とした事業推進体制とすることで、当社の事業の根幹であり、当社グループが優位性を有する分野である電気機器製造業向けの組込み(インダストリアル)系システム分野や半導体製造業向けのLSIの設計・テスト分野については、当社グループの高い技術力及び豊富な経験とノウハウに、公開買付者グループが有する豊富な顧客基盤や取引先基盤が加わることとなり、さらなる受注拡大に努めることができると考えられること、業務(エンタープライズ)系システム分野においても、公開買付者グループの情報システムの構築・保守・運用の中で当社グループを中心とした業務体制とすることで、卸売業を中心とする公開買付者グループの業務ノウハウを吸収し、上流工程を請負う能力を強化することができると考えられることを踏まえ、本公開買付けが当社の企業価値向上に資するとの判断に至ったことから、2024年8月9日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同することを決議いたしました。

また、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、公開買付者は本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持していく方針であり、当社株主の皆様としては、本公開買付け後も当社株式を継続して保有する選択肢をとれることから、2024年8月9日開催の取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社取締役10名のうち、天野氏については、公開買付者と天野氏及びその親族がその発行済株式の全てを所有する資産管理会社であるY&Uとの間で本応募契約(Y&U)を2024年8月9日付で締結しており、天野氏と当社の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性もあることを踏まえ、天野氏は上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、天野氏を除く利害関係を有しない当社の取締役9名の全員一致により、上記取締役会の決議をしております。

また、上記決議に係る取締役会には、当社の監査等委員4名全員が参加し、当社が上記の意見表明を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、ブルータス・コンサルティングは公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

なお、公開買付者はブルータス・コンサルティングから本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

公開買付者がブルータス・コンサルティングから取得した公開買付者株式価値算定書の詳細については、上記「(3) 算定に関する事項」の「 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照下さい。

(8) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本資本業務提携契約

当社は、公開買付者との間で、2024年8月9日付で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約に基づく合意の概要等は以下のとおりです。

()目的

- ・公開買付者及び当社は、本公開買付け及び本資本業務提携により、東京証券取引所スタンダード市場の上場会社に適用されるコーポレートガバナンス・コードの各原則その他の上場規則等の趣旨を踏まえて、当社の上場会社としての独立性を維持しつつ、両社の経営リソースを有効活用するとともに、公開買付者が有する製造業を始めとした豊富なアカウント、規模、資金力等をベースに、当社の技術力をコアとした「IT & S I e r」及び「エンジニアリング」の事業の柱創出を推進・加速し、規模と収益力(技術力)の向上を通じて、過去から継続的に提携関係を強化してきた両社の関係性を土台とした更なるシナジーの追及を図り、両社の企業価値向上、ひいては両社の株主利益を最大化し、両社がIT業界再編を牽引する企業グループとなることを目的とする。

()本公開買付けに関する事項(注1)

- ・公開買付者は、法令等及び本資本業務提携契約に従い、本公開買付けを開始する。
- ・当社は、本公開買付けが実施される場合、本公開買付けに賛同する旨の意見を取締役会において決議し(以下「本賛同決議」といいます。)、その内容を東京証券取引所の有価証券上場規程に従い公表する。但し、当社は、本公開買付けに応募するか否かは株主の判断に委ねる旨の決議をすることができるものとする。
- ・当社は本賛同決議を維持し、かつ、その撤回又は変更を行ってはならないものとする。但し、(a)本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日の10営業日前までに、当社が下記注1の(d)及び(e)に記載の義務に違反することなく、当社の子会社化又は非公開化を目的とする当社株式に対する公開買付け又は本資本業務提携と矛盾し又は抵触する取引(以下「競合取引」といいます。)に係る具体的かつ真摯な提案(以下「対抗提案」といいます。)を受けた場合で、(b)公開買付者と当社が対抗提案への対応について誠実に協議したにもかかわらず、(c)当該対抗提案の条件及び本公開買付価格その他の条件(公開買付者が本公開買付価格、本業務提携(下記「()業務提携の内容」において定義します。以下同じです。)の内容その他の条件を変更した場合には、当該変更後の価格その他の条件を含む。)、並びに本業務提携によるシナジーその他全ての関連する要素を考慮して、当社が本賛同決議を維持することが当社の取締役としての忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する可能性が合理的に認められると当社の取締役会が合理的に判断した場合に限り、本賛同決議を撤回又は変更することができる。

(注1) 上記の他、当社は、(a)本公開買付けに係る決済の開始日までの間、当社グループにおいて善良な管理者の注意義務をもって通常の業務範囲において業務の執行等を行うこと、及び公開買付者の事前の書面による承諾なく、一定の事項(注2)を行わないこと、(b)本公開買付けが法第166条第1項及び第167条第1項に抵触しないために必要な一切の措置を行うこと、(c)本公開買付けに係る決済の開始日の前日までに、本公開買付け及び本資本業務提携の実施のために必要な一切の手続を履践すること、(d)競合取引の提案を受けた場合には、直ちに、公開買付者に対して書面によりその事実及び提案の内容を通知し、公開買付者との間でその対応につき誠実に協議すること、(e)競合取引に関する勧誘、情報提供、協議、交渉又は合意を行わないこと(但し、当社が直接又は間接に勧誘、情報提供、協議又は交渉を行うことなく対抗提案を受けた場合において、公開買付者と当該対抗提案への対応について誠実に協議した上で、当該対抗提案に応じて協議・交渉を実施しないことが当社の取締役としての忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する可能性が合理的に認められると当社の取締役会が合理的に判断する場合を除く)等について誓約しています。また、公開買付者は、(a)公開買付期間の末日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)の定めにより公正取引委員会に提出した届出につき、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受け、また、独占禁止法に基づく待機期間を経過させるよう合理的な範囲で努力をすること、(b)本公開買付けに係る決済の開始日の前日までに、本公開買付け及び本資本業務提携の実施のために必要な一切の手続を履践すること等について誓約しています。加えて、公開買付者及び当社は、本公開買付けが成立した場合、(a)当社が、その保有する公開買付者の発行済普通株式の全部を、本公開買付けの成立後実務上可能な限り速やかに(2024年9月27日又は別途公開買付者及び当社が合意した日までに)、公開買付者の代表取締役会長兼社長である今野邦廣氏の資産管理会社である株式会社ケイエムエフに対して、金974,750,000円で、譲渡することを確認する旨、及び(b)当社が、その保有するパitekクベジタブルファクトリーの発行済株式の全部を、本公開買付けの成立後実務上可能な限り速やかに(2024年9月27日又は別途公開買付者及び当社が合意した日までに)、公開買付者に対して、金1億円で譲渡すること等について合意しています。

(注2) 定款の変更、株式等の発行、処分又は付与(既発行の新株予約権の行使による自己株式の処分を除く)、子会社の異動を伴う株式の取得又は譲渡、自己株式の買受けその他の一切の取得、株式の分割若しくは併合又は株式若しくは新株予約権の無償割当て、剰余金の配当その他の処分(配当予想を超えるものに限る。)、資本金の額又は準備金の額の増加又は減少、解散、清算又は倒産手続等の開始の申立て

()業務提携の内容

- ・公開買付者及び当社は、以下のとおり、業務提携(以下「本業務提携」といいます。)を行うものとする。
 - 産機 / 医療市場等に強みのある株式会社 P A L T E K や株式会社 レスターエンベデッドソリューションズを中心としたソードの商材の拡販体制強化
 - デバイス B U への F A E 支援拡大、半導体設計・信頼性関連の集約、事業の分割・統合等によるプリバテックの事業強化
 - システム B U ・スマートソリューション事業との連携、S B I ホールディングスやセキュリティ企業との協業による P C I ソリューションズの技術活用と上流プロセス参入推進
 - レスタープラットフォーム基盤構築、グループ I T 部門機能を通じた、P C I ソリューションズの機能活用
- ・本公開買付けが成立した場合において、当社の連結子会社であるプリバテックを当社の完全子会社へと移行することについて、具体的な手法や時期を含め両社で誠実に協議を行い、合意の上でこれを実施する。
- ・本公開買付けが成立した場合において、公開買付者が自らの半導体設計テスト事業を、当社に対して譲渡することについて、両社で誠実に協議を行う。
- ・公開買付者及び当社は、別途合意する内容の本業務提携のプロジェクト体制を構築し、具体的なシナジーテーマごとに分科会を設け、各分科会の責任者が、その成果及び課題を含む進捗状況を、本業務提携の最高責任者に報告する体制を構築する。その詳細については、別途両社で協議の上、合意により決定する。

()当社の経営の独立性等

- ・公開買付者は、スタンダード市場の上場会社に適用されるコーポレートガバナンス・コードの各原則その他の上場規則等の趣旨を踏まえて、上場会社としての当社の経営の独立性を維持するものとする。具体的に、当社の経営の独立性維持のため、公開買付者及び当社は、大要以下の対応を講じるものとする。

人的独立の維持

- ・当社の取締役会による意思決定が公開買付者の意向により左右されることのない体制を構築し、維持するものとする(当社において、公開買付者からの独立性を有する独立社外取締役を全取締役の3分の1以上選任することを含むが、これに限られない。)
- ・公開買付者から当社への出向者及び公開買付者と当社との兼務者について、当社の経営の独立性を確保する観点から、公開買付者と当社が合意する一定割合に留めるものとする。

事業上の独立の維持

- ・公開買付者グループと当社グループとの間の事業上の取引については、当社が上場会社であることを踏まえ、独立当事者間における取引を基準とした取引条件を設定するものとし、かつ、当社グループが公開買付者グループとの取引に依存することがないように、取引依存比率を考慮して取引実施の可否を検討するものとする。
- ・コーポレートガバナンス・コードの各原則その他の上場規則等に従って、公開買付者と当社間で生じ得る利益相反を解消するための措置を講じ、当社の少数株主の利益保護の観点から適切な対応を行う。
- ・当社グループの事業上必要な賃貸借契約、システム(連結会計システムを除く)、知的財産権その他のノウハウについては、公開買付者グループに依存することなく当社グループが独立して管理を行うものとする。
- ・公開買付者は、当社の子会社を含む当社グループの商号、経営理念、商品名、及びブランド等を維持するものとする。

- ・公開買付者及び当社は、本公開買付け及び本資本業務提携後も当社が上場会社として独立して事業を遂行することを企図しており、公開買付者と当社が対等の立場で相互に協力して本資本業務提携及び本資本業務提携契約で想定される具体的な取引を行うものであることについて、それぞれの取締役は、全従業員に周知徹底させる責任を負うものとする。

財務的独立の維持

- ・当社が外部金融機関等からの借入を行う場合における借入条件等の交渉は当社が独自に行うものとし、公開買付者は、公開買付者が別途合意した場合に与信等の支援を行うに留めるものとする。

()派遣取締役の選任等

- ・公開買付者は、(i) 当社の監査等委員でない業務執行取締役 1 名を含む取締役 2 名以内、() 当社グループ各社において取締役とすべき者各 2 名以内を指名する権利を有するものとし、本公開買付けの決済後、当社は、当社の2024年 9 月期の定時株主総会において、当該指名取締役を候補者とする取締役選任議案を付議するとともに、本公開買付けの決済完了後実務上可能な限り速やかに当社以外の当社グループ各社において株主総会を開催させ、当該指名取締役を選任させるものとする。公開買付者及び当社は、当社の経営の独立性等を維持することを前提に、公開買付者の指名する取締役を追加し、又は公開買付者の指名する取締役の職責を変更することが当社の企業価値の向上に最適であると合理的に判断した場合は、両者合意の上、公開買付者の指名する取締役を追加し、又は公開買付者の指名する取締役の職責を変更することができるものとする。
- ・公開買付者は、本公開買付けの決済日以降、公開買付者が指名する取締役が当社の取締役に選任されるまでの間及び公開買付者が指名する取締役が退任等した場合に後任の公開買付者が指名する取締役が当社の株主総会により選任されるまでの間、当該取締役の候補者のうち 1 名を、オブザーバーとして、当社の取締役会その他の重要な会議体に参加させる権利を有するものとする。
- ・公開買付者及び当社は、当社の経営の独立性等を維持することを前提に、公開買付者が指名する取締役の人数及び職責その他当社の企業価値向上に最適な経営体制の構築について、現行の当社の取締役候補の選定プロセスを考慮した上で、真摯に協議することを確認する。なお、公開買付者及び当社は、当社が公表している中期経営計画の最終事業年度である2026年 9 月期の終了までの期間は、当該中期経営計画の実現に向けて、公開買付者による取締役の指名を除き、原則として当社の現行の経営体制を尊重することを確認する。

()議決権割合の維持に関する協力

- ・本公開買付けの決済完了後において、公開買付者の行為に起因しない理由(但し、本資本業務提携契約締結日時点で当社が導入している当社グループの取締役及び執行役員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度並びに当社の取締役及び従業員を対象としたストックオプション制度に基づく、公開買付者の完全希釈化ベース議決権比率が過半数を下回らない範囲における当社が保有する自己株式の処分を除く。)により、公開買付者の完全希釈化ベース議決権比率が下がり、完全希釈化ベース議決権比率の過半数を下回る可能性が生じた場合、当社及び公開買付者は、当社が公開買付者の完全希釈化ベース議決権比率の過半数を維持又は回復するために必要となる措置について、誠実に協議するとともに、法令等に反しない範囲で最大限協力する。

()優先引受権

- ・当社が株式等の発行、処分又は付与を行う場合、公開買付者は、当社株式に係る持株比率に応じた数の株式等について優先的に引き受ける権利を有するものとする。但し、単元未満株式の売渡請求がなされた場合において自己株式を売り渡す行為を行う場合並びに本資本業務提携契約締結日時点で当社が導入している当社グループの取締役及び執行役員を対象とした譲渡制限付株式報酬制度及び当社の取締役及び従業員を対象としたストックオプション制度に基づく、公開買付者の完全希釈化ベース議決権比率が過半数を下回らない範囲における当社が保有する自己株式の処分を行う場合は除く。

()事前承諾・協議事項

- ・当社は、当社グループにおいて、一定の事項(注3)を決定又は承認する場合には、公開買付者の事前の書面による承諾を得なければならないものとする(但し、公開買付者は、不合理に承諾を拒絶しない。)
(注3) 子会社又は関連会社の異動を伴う株式の取得又は処分(但し、当社における適時開示基準に該当しない軽微なものを除く。)、 上場廃止基準に該当する若しくはそのおそれのある行為又は上場廃止の申請、 本業務提携と実質的に矛盾若しくは抵触し、又は、本業務提携の効果を著しく減殺若しくは阻害する業務提携(但し、適時開示基準に該当しない軽微なものを除く。)、 組織変更、合併、株式交換、会社分割、事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受その他これらに準ずる行為(但し、当社における適時開示基準に該当しない軽微なものを除く。)
- ・当社は、当社グループにおいて、一定の事項(注4)を決定又は承認する場合には、公開買付者との間で事前に誠実かつ合理的に協議しなければならないものとする。
(注4) 事前年度計画、 大規模な新規事業の開始、 重要な投融資、 株主総会の議決権行使に関わる事項、 当社において適時開示事由となり得る事項、 公開買付者の連結財務諸表に重要な影響を与える事項、 投資有価証券(政策保有に係るもの)の取得・処分に関する事項、 重大な訴訟等、クレーム等、不祥事等その他公開買付者のグループの信用を毀損する可能性がある事項

()その他

- ・上記以外に、本資本業務提携契約では、(a)公開買付者は、本公開買付けの決済完了後2年間、当社グループが、契約締結日時点において雇用する当社グループの従業員の雇用及び処遇を全体として維持することにつき、異議を述べず、これを妨げる行為を行わないこと、また、公開買付者は、上記期間経過後も、当社グループが、契約締結日時点において雇用する当社グループの従業員の雇用及び処遇を、全体として尊重すること、(b)公開買付者は、本公開買付けの決済完了後に、当社株式を追加取得しようとする場合には、当社と事前に協議すること、(c)公開買付者は、本公開買付けの決済完了後に、その保有する当社株式の売却を行う場合、合理的に可能な範囲で当該売却の概要について、事前に当社に通知し、当社との間で誠実に協議すること、(d)公開買付者は、本公開買付けの決済完了以降、公開買付者グループが営むIT&SIBU又はエンジニアリングBUの関連事業領域を営む会社又は事業を買収し、又は当該事業についての重要な業務提携その他の協業を実施しようとする場合には、当社と事前に協議すること、(e)当社からの公開買付者への情報提供、(f)表明保証(注5)、(g)補償(注6)等が規定されています。
(注5) 本資本業務提携契約においては、当社は、公開買付者に対して、有効な設立及び存続、本資本業務提携契約の締結及び履行に係る権限並びに手続の履践、本資本業務提携契約の強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在、本資本業務提携契約の締結及び履行のために必要となる許認可等の取得、当社の株式等、未公表の重要事実の不存在、法定開示書類の正確性、並びに訴訟等の不存在について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、当社に対して、有効な設立及び存続、本資本業務提携契約の締結及び履行に係る権限並びに手続の履践、本資本業務提携契約の強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、並びに反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。
(注6) 当社の表明及び保証の違反に基づく補償等の額は、原則として合計で本公開買付価格に4,480,000を乗じて得られる金額の10%を超えないものとされております。

本応募契約(Y&U)

公開買付者は、Y&Uとの間で、2024年8月9日付で、本応募契約(Y&U)を締結しており、Y&Uが所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。本応募契約(Y&U)の概要は以下のとおりです。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(Y&U)以外にY&Uとの間で合意を行っておらず、また、本公開買付けに応募したことによって得られる金銭以外に公開買付者からY&Uに対して供与される利益は存在しないとのことです。

本応募契約(Y & U)では、Y & Uが所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する条件として、(i)本応募契約(Y & U)に定める公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、()公開買付者が本応募契約(Y & U)に基づき履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において履践及び遵守されていること、並びに()当社の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、その旨が公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないことが規定されています。但し、Y & Uは、その任意の裁量により、これらの条件のいずれも放棄して応募を行うことができます。また、本応募契約(Y & U)では、Y & Uは、契約締結日以降、本公開買付けに係る決済開始日までの間、応募対象株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知する旨規定されています。

さらに、本応募契約(Y & U)では、Y & Uは、(i)本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の指示に反して、当社の株主総会の招集請求権、議題提案権若しくは議案提案権、又は議決権その他の株主権を行使しない旨、及び()本公開買付けの決済後に、本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする当社の株主総会が開催される場合、当該株主総会における応募対象株式に係る議決権その他の一切の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、(a)全て公開買付者の指示に従って行つか、又は、(b)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない旨が規定されています。

その他、本応募契約(Y & U)では、表明保証(注)及び補償等が規定されています。

(注) 本応募契約(Y & U)においては、Y & Uは、公開買付者に対して、権利能力等、強制執行可能性、許認可等の履践、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在、反社会的勢力及び株式に対する権利等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、Y & Uに対して、権利能力等、強制執行可能性、許認可等の履践、法令等との抵触の不存在、倒産手続等の不存在及び反社会的勢力について表明及び保証を行っております。

本応募契約(関谷氏)

公開買付者は、関谷氏との間で、2024年8月9日付で、本応募契約(関谷氏)を締結しており、関谷氏が所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募することを合意しているとのことです。本応募契約(関谷氏)の概要は以下のとおりです。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約(関谷氏)以外に関谷氏との間で合意を行っておらず、また、本公開買付けに応募したことによって得られる金銭以外に公開買付者から関谷氏に対して供与される利益は存在しないとのことです。

本応募契約(関谷氏)では、関谷氏が所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する条件として、(i)本応募契約(関谷氏)に定める公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、()公開買付者が本応募契約(関谷氏)に基づき履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において履践及び遵守されていること、並びに()当社の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、その旨が公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないことが規定されています。但し、関谷氏は、その任意の裁量により、これらの条件のいずれも放棄して応募を行うことができます。また、本応募契約(関谷氏)では、契約締結日から公開買付期間の満了日までの間に、本公開買付け以外の当社株式を対象とする公開買付けが開始又は予告され、当該公開買付けに係る当社株式1株の買付価格が、本公開買付けに係る当社株式1株の買付価格(買付価格が変更された場合には当該変更後の買付価格)を上回る場合、関谷氏は、公開買付者と誠実に協議のうえ、本公開買付けに応募せず、応募を撤回し、又は応募の結果成立した応募対象株式の買付けに係る契約を解除することができる旨規定されています。また、本応募契約(関谷氏)では、関谷氏は、契約締結日以降、本公開買付けに係る決済開始日までの間、原則として応募対象株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知する旨規定されています。

さらに、本応募契約(関谷氏)では、関谷氏は、(i)本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者の指示に反して、当社の株主総会の招集請求権、議題提案権若しくは議案提案権、又は議決権その他の株主権を行使しない旨、及び()本公開買付けの決済後に、本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象の株主総会が開催される場合、当該株主総会における応募対象株式に係る議決権その他の一切の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、(a)全て公開買付者の指示に従って行うか、又は、(b)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない義務を負っております。

その他、本応募契約(関谷氏)では、表明保証(注)及び補償等が規定されています。

(注) 本応募契約(関谷氏)においては、関谷氏は、公開買付者に対して、権利能力等及び株式に対する権利等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、関谷氏に対して、権利能力等及び許認可等の履践について表明及び保証を行っております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
天野 豊美	代表取締役会長 会長執行役員	22,904	229
横山 邦男	代表取締役社長 社長執行役員	9,633	96
堀部 保弘	専務取締役 専務執行役員 戦略推進本部長	13,709	137
井口 直裕	取締役 執行役員 経営企画本部長	46,312	463
杉園 和也	取締役 執行役員 管理本部長	24,106	241
小野 種紀	取締役		
太平 博一	取締役 (監査等委員・常勤)		
高原 明子	取締役 (監査等委員)	3,726	37
野村 昌弘	取締役 (監査等委員)	559	5
坂栄 鷹子	取締役 (監査等委員)		
計	10名	120,949	1,208

(注1) 役職名は本書提出日現在、所有株式数及び議決権数は2024年7月31日現在のものです。

(注2) 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ2024年7月31日現在の当社役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て。)及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

(注3) 取締役の小野種紀氏、取締役(監査等委員)の高原明子氏、取締役(監査等委員)の太平博一氏、取締役(監査等委員)の野村昌弘氏、及び取締役(監査等委員)の坂栄鷹子氏は、社外取締役です。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上